

公布された条例のあらまし

◆職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

1 条例改正の目的

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数が原則2回以内とされること等を考慮し、2回の育児休業からは除くこととされる育児休業の期間及び2回の育児休業の取得後に再度の取得ができる特別の事情について国家公務員に準じた措置を講ずることとともに、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 育児休業の取得回数制限の緩和に伴い、次のとおりとすること。

ア 2回の育児休業の取得後に再度の育児休業の取得ができる特別の事情から、育児休業により子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出ることを削除する。（第3条第5号）

イ 2回の育児休業の取得後に再度の育児休業の取得ができる特別の事情として、任期を定めて採用された職員（非常勤職員を含む。）であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすることを追加する。（第3条第7号）

ウ 原則2回の育児休業からは除かれることとなる育児休業の取得期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日まで、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで）の期間とする。（第3条の2）

(2) 非常勤職員について、育児休業の取得要件を緩和するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 次のいずれにも該当するときは、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの間について育児休業を取得することができることとする。（第2条第1項）

(ア) 子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当するときは、育児休業を取得することができることとする。（第2条第2項）

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）において育児休業をしている場合であって、当該子について、1歳から1歳6箇月に達するまでの間の養育をするため、当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	4
◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	5
◎高知県税条例等の一部を改正する条例	5
◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	8
◎高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	8
◎高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	8
◎高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	8
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	9

日とする育児休業をしようとするとき。

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

(3) その他国家公務員に準じた措置を講ずるよう規定の整備を行うこと。

### 3 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。

#### ◆職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

##### 1 条例改正の目的

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）の施行による国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の一部改正等を考慮し、失業者の退職手当の支給期間の特例の追加等をするとともに、職業安定法（昭和22年法律第141号）の引用規定の整理をすることとした。

##### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和4年7月1日から施行することとした。

#### ◆高知県税条例等の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

##### 1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人の県民税、不動産取得税及び自動車税について必要な改正をすることとした。

##### 2 主要な内容

###### (1) 個人の県民税

ア 特定配当等に係る所得を有する者に係る個人の県民税の課税標準について、課税方式を所得税と一致させる等所要の措置を講ずること。（第36条、第39条の4及び第40条の3並びに付則第30条の2）

イ 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度分の個人の県民税及び居住年が令和7年である場合まで延長する等所要の措置を講ずること。（付則第9条の2、第9条の2の2及び第35条）

###### (2) 不動産取得税

ア 不動産を取得した者は、当該取得について、当該不動産取得の日から20日以内に不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、不動産取得税の賦課徴収に関する知事に対する申告を要しないものとする。こと。（第80条第1項）

イ アの場合において、不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から20日以内に、不動産取得税を課されないことの証明書を知事に提出しなければならないこと。（第80条第4項）

ウ 不動産取得税の徴収猶予、減額等の適用を受けるための申告については、アの場合においては、当該不動産の取得の日から20日以内に、当該適用があるべき旨の申告書を知事に提出しなければならないこと。（第86条の2、第86条の3、第86条の4、第86条の5、第87条及び第88条）

###### (3) 自動車税

ア 環境性能割の納税義務者が電子情報処理組織を使用して自動車の新規登録又は移

転登録の申請を行うときは、当該納税義務者は、当該申請をした際に、知事から得た納付情報により納付する方法で納付しなければならないこと。（第150条）

イ 種別割の納税者が電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行うときは、当該納税者が当該申請をした際に、知事から得た納付情報により納付する方法により徴収するものとする。こと。（第155条の7の2）

(4) 関係都道府県知事に対する通知に関する事項の一部を県税事務所に委任すること。（第5条）

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

### 3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年1月1日から施行することとした。ただし、2の(2)は令和5年4月1日から、2の(1)のイは令和6年1月1日から施行することとした。

#### ◆半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

##### 1 条例改正の目的

沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第29号）の施行により半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）が一部改正されたことに伴い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の引用規定の整理をすることとした。

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◆高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

##### 1 条例改正の目的

沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第29号）の施行により地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）が一部改正されたことを考慮し、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設用設備の新増設をした認定事業者に対する県税の特例措置の適用要件としての当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定の期限を2年延長するとともに、当該特定業務施設用設備を新増設して事業の用に供するまでの期限を1年延長する等必要な改正をすることとした。

##### 2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和4年4月1日から適用することとした。

#### ◆高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

##### 1 条例改正の目的

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）が一部改正され、国政選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びポスターの作成の公営に要する経費の限度額が引き上

げられたことを考慮し、高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における当該経費の限度額につき同様の措置を講ずるよう必要な改正をすることとした。

## 2 主要な内容

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおり引き上げること。

### (1) 選挙運動用自動車の使用に関する公費の支払(第4条)

区分	改正単価	現行単価
ア 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	現行どおり	1日当たり 64,500円
イ ア以外の場合	自動車の借入れ	1日当たり 16,100円
	燃料費	1日当たり 7,700円
	運転手の雇用	現行どおり
		1日当たり 15,800円
		1日当たり 7,560円
		1日当たり 12,500円

### (2) ビラの作成に関する公費の支払(第7条)

区分	改正単価	現行単価
作成枚数が5万枚以下の場合	1枚当たり 7円73銭	1枚当たり 7円51銭
作成枚数が5万枚を超える場合	1枚当たり (386,500円+5円18銭×(作成枚数-50,000))÷作成枚数	1枚当たり (375,500円+5円2銭×(作成枚数-50,000))÷作成枚数

### (3) ポスターの作成に関する公費の支払(第10条)

区分	改正単価	現行単価
ポスター掲示場数が500以下の場合	1枚当たり (316,250円+541円31銭×ポスター掲示場数)÷ポスター掲示場数	1枚当たり (310,500円+525円6銭×ポスター掲示場数)÷ポスター掲示場数
ポスター掲示場数が500を超える場合	1枚当たり (316,250円+270,655円+28円35銭×(ポスター掲示場数-500))÷ポスター掲示場数	1枚当たり (310,500円+262,530円+27円50銭×(ポスター掲示場数-500))÷ポスター掲示場数

## 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される高知県議会の議員

の選挙又は高知県知事の選挙について適用することとした。

### ◆高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第30号)

#### 1 条例改正の目的

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理等をすることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

### ◆高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第31号)

#### 1 条例改正の目的

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)が一部改正されたことを考慮し、特定公共賃貸住宅の入居者の資格について、親族に限っている同居を必要とする者の範囲を拡大することとした。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(高知県条例第32号)

#### 1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)の施行により建築基準法(昭和25年法律第201号)が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第33号)

#### 1 条例改正の目的

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の一部改正に伴い、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されることを考慮し、長期優良住宅維持保全計画の認定及び変更の認定の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)の施行による教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)の一部改正により、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定が削除されることに伴い、免許状の更新等の事務に係る手数料を廃止するとともに、教育職員免許法の引用規定の整理をすることとした。

#### 2 施行期日

この条例中第56条の表の改正規定及び附則第2項の規定は令和4年7月1日から、第55条の3第1項の表の改正規定は同年10月1日から施行することとした。

-----  
 条 例  
 -----

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和4年6月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第24号**

**職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第2条に次の1項を加える。

2 前項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる非常勤職員は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。

(1) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている場合であって、当該子について、同条第3号に掲げる場合に該当して、当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第2条の3中「に」を「に」に改め、同条第3号中「当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする」を削り、「該当するとき」を「該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている

場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するとき）にあってはア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するとき、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき）」に改め、同号ア中「（当該非常勤職員が）」を「（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当して）」に、「当該配偶者が」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して）」に改め、同号に次のように加える。

ウ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日と異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して法定育児休業をする場合にあっては、当該法定育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする」を削り、「のいずれにも該当するとき」を「に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するとき）にあっては第1号及び第2号に掲げる場合のいずれにも該当するとき、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあっては第2号に掲げる場合に該当するとき）」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して法定育児休業をする場合にあっては、当該法定育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条の見出しを「（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

**第3条の2** 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の

出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第12条中「に应じ、」を「に应じ、それぞれ」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

職員の出職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第25号

##### 職員の出職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の出職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「知事に」を「、知事に」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第8項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第36項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、附則第36項の改正規定は公布の日から、第10条第8項第5号の改正規定は同年10月1日から施行する。

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第26号

##### 高知県税条例等の一部を改正する条例

（高知県税条例の一部改正）

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「第53条第62項、第63条第3項、第72条の48の2第8項及び第12項、第72条の54第3項並びに第144条の21第9項並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第24条の3第6項（政令第24条の4第8項、第24条の4の2、第24条の4の3第3項及び第24条の5において準用する場合を含む。）」を「第72条の48の2第8項及び第144条の21第9項」に改める。

第8条第2項第2号中「政令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下

「政令」という。）」に改める。

第36条第4項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の法第32条第13項に規定する特定配当等申告書（以下この項において「特定配当等申告書」という。）」を「前年分の所得税に係る法第45条の3第1項に規定する確定申告書」に、「同項に」を「法第32条第13項に」に改め、「（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」及びただし書を削り、同条第6項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の法第32条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額申告書」という。）」を「前年分の所得税に係る法第45条の3第1項に規定する確定申告書」に、「同項に」を「法第32条第15項に」に改め、「（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」及びただし書を削る。

第39条の4中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第40条の3第3項中「施行規則第2条の3第1項に規定する」を「法第45条の3第2項に規定する総務省令で定める」に、「事項は」を「事項（法第45条の3第2項に規定する総務省令で定める事項を除く。）は」に改め、同条第4項中「施行規則第2条の3第2項各号に掲げる」を「法第45条の3第3項に規定する総務省令で定めるところにより、県民税の賦課徴収につき必要な」に改める。

第40条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第40条の5の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「掲げる者であって、」を「掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第45条の3の2第1項第2号に規定する配偶者をいい、退職手当等（法第50条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。）又は、「控除対象扶養親族」を「控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者」に改める。

第80条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第80条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項ただし書の規定に該当する場合は、当該不動産の取得の日から20日以内に、前項に規定する証明書を知事に提出しなければならない。

第82条中「第73条の18第3項」を「第73条の18第4項」に改める。

第84条に次の1項を加える。

3 第80条第1項ただし書の規定に該当する場合は、当該不動産取得の日から20日以内に、前項の規定による申告書を知事に提出しなければならない。

第86条の2第4項中「第84条第2項」を「第84条第2項及び第3項」に改める。

第86条の3第1項中「固定資産評価基準によって」を「固定資産評価基準により」に改め、同条第4項中「第84条第2項」を「第84条第2項及び第3項」に改める。

第86条の4第3項、第86条の5第3項、第87条第3項及び第88条第3項中「第84条第2項」を「第84条第2項及び第3項」に改める。

第150条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行う場合において、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年高知県条例第65号)第5条第1項の規定に基づき同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により地方税関係系統用電子情報処理組織(法第762条第1号に規定する地方税関係系統用電子情報処理組織をいう。第155条の7の2において同じ。)を使用し、かつ、地方税共同機構(法第761条に規定する地方税共同機構をいう。第155条の7の2において同じ。)を経由して、第1項の規定による申告書の提出を行うときは、当該納税義務者は、当該新規登録又は移転登録の申請をした際に、当該新規登録又は移転登録の申請に係る自動車に対して課する環境性能割を知事から得た納付情報により納付する方法で納付しなければならない。

第155条の7の次に次の1項を加える。

(種別割の徴収の方法の特例)

**第155条の7の2** 種別割の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第5条第1項の規定に基づき同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により地方税関係系統用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第2項から第4項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

付則第9条の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

付則第9条の2の2第2項中「第13条の2第1項から第9項まで」を「第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項まで」に改める。

付則第17条中「第10条第2号」を「第11条第1項」に改める。

付則第30条の2第4項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の租税条約等実施特例法第3条の2の2第7項に規定する条約適用配当等申告書(以下この項において「条約適用配当等申告書」という。)」を「年分の所得税に係る法第45条の3第1項に規定する確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)」及びただし書を削り、同条第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項」を「年分の所得税に係る付則第30条の2第4項」に、「条約適用配当等申告書(以下この条において「条約適用配当等申告書」という。)」を「確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。)」を削る。

付則第35条第1項を削り、同条第2項中「付則第9条の2第1項及び第3項並びに」を「付則第9条の2第3項及び」に、「付則第9条の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに付則第9条の2の2第3項中「令和3年」とあるのは」を「これらの規定中「令和3年」とあるのは、」に改め、同項を同条とする。

(高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 高知県税条例の一部を改正する条例(令和3年高知県条例第28号)の一部を次のように改正する。

高知県税条例第40条の5第1項の改正規定中「法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の」を「扶養親族(」を「扶養親族(年齢16歳未満の者又は)」に、「有しない者を除く」を「有する」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中高知県税条例付則第17条の改正規定 令和4年10月1日

(2) 第1条中高知県税条例第80条及び第82条の改正規定、同条例第84条に1項を加える改正規定並びに同条例第86条の2第4項、第86条の3、第86条の4第3項、第86条の5第3項、第87条第3項及び第88条第3項の改正規定並びに附則第8項の規定 令和5年4月1日

(3) 第1条中高知県税条例第36条、第39条の4及び第40条の3の改正規定並びに同条例付則第30条の2の改正規定並びに附則第7項の規定 令和6年1月1日  
(個人の県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の高知県税条例(以下「新条例」という。)第40条の5第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第40条の5第1項に規定する地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号。以下この項において「地方税法等改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第45条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の高知県税条例(附則第5項において「旧条例」という。)第40条の5第1項に規定する地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法第45条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例付則第9条の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号。以下「所得税法等改正法」という。)第11条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。附則第6項において「新租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。附則第6項において同じ。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新条例付則第9条の2の2第2項及び第3項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。附則第6項において「新震災特例法」という。)第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。附則第6項において同じ。)又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の

用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。以下同じ。）又は認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 5 県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧条例付則第35条第1項の規定により読み替えて適用される旧条例付則第9条の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。
- 6 新条例付則第35条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 7 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の高知県税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
（不動産取得税に関する経過措置）
- 8 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の高知県税条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
（自動車税に関する経過措置）
- 9 新条例第150条第4項の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 10 新条例第155条の7の2の規定は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第27号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

**第1条** 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号から第8号までの規定中「第12条第3項の表の第2号の中欄又は第45条第2項の表の第2号の中欄」を「第12条第4項の表の第2号の中欄又は第45条第3項の表の第2号の中欄」に、「第12条第3項の表の第2号の下欄又は第45条第2項の表の第2号の下欄」を「第12条第4項の表の第2号の下欄又は第45条第3項の表の第2号の下欄」に改める。

第3条第7号中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

第4条第1項第2号中「第12条第3項の表の第2号の中欄又は第45条第2項の表の第2号の中欄」を「第12条第4項の表の第2号の中欄又は第45条第3項の表の第2号の中欄」に、「第12条第3項の表の第2号の下欄又は第45条第2項の表の第2号の下欄」を「第12条第4項の表の第2号の下欄又は第45条第3項の表の第2号の下欄」に改める。

（高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

**第2条** 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例（令和3年高知県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号から第7号までの規定中「第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄」を「第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄」に、「第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄」を「第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄」に改める。

第3条第1項中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

第4条第1項第2号中「第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄」を「第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄」に、「第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄」を「第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第28号

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（平成27年高知県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改め、同条第2号中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される特定業務施設用設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された特定業務施設用設備については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第3条第2号の中小連結法人については、改正後の条例第3条第2号の中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。



高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第29号**

**高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例**

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

- 第4条第1項第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。
- 第7条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「375,500円と5円2銭」を「386,500円と5円18銭」に改める。
- 第10条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「262,530円と27円50銭」を「270,655円と28円35銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。
- 第11条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を告示される高知県議会の議員の選挙又は高知県知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された高知県議会の議員の選挙又は高知県知事の選挙については、なお従前の例による。



高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例の一部

を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第30号**

**高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例（平成31年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「並びに法第44条」を「に係る手数料並びに法第56条」に改める。  
第2条中「又は使用」を「若しくは使用」に改める。  
第3条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。



高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第31号**

**高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に、「以下同じ」を「」又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（以下「親族等」という）に改め、同条第3号中「親族」を「親族等」に改める。  
第8条、第9条第2項、第10条第5項及び第25条中「親族」を「親族等」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に特定公共賃貸住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格については、この条例による改正後の高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。



高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第32号**

**高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例**

高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）の一部を次のように改正す



る。

第20条中「第85条第5項及び第6項」を「第85条第6項及び第7項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第29条の表46の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表47の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表61の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表62の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

高知県知事 瀧田 省司

**高知県条例第33号**

**高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第55条の3第1項の表3の項を同表5の項とし、同項の前に次のように加える。

4 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	3の項イ(ア)及び(イ)に定める額
---	-----------------------	-------------------

第55条の3第1項の表2の項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2 法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	1の項イ(ア)及び(イ)に定める額
---	---------------------	-------------------

第56条の表1の項中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同表2の項を削り、同表3の項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同項を同表2の項とし、同表4の項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同項を同表3の項とし、同表中5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項及び9の項を削り、10の項を7の項とし、11の項を8の項とし、12の項から15の項までを削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例中第56条の表の改正規定及び次項の規定は令和4年7月1日から、第55条の3第1項の表の改正規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県手数料徴収条例第56条の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。